

「京都大学(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等事業」 入札説明等に関する第2回質問回答(追加回答)一覧表

No	資料名	項目	該当箇所								質 問	回 答	
			頁	I	1	(I)	1)	①	ア	(ア)			
1	事業契約書(案)	第3章 設計 第14条(設計変更)	8		5							甲が費用を負担することになった場合、費用はどのように支払われるのでしょうか。ご教示下さい。	変更が必要となった時点で事業者と大学で協議のうえ決定いたします。
2	事業契約書(案)	第4章 改修工事 第1節総則 第26条(履行保証等)	12									履行保証保険となっておりますが、第一回質問回答で、履行保証保険以外の公共工事約款にある金融機関等(①銀行②契約担当官が認める金融機関③前払保証会社)も該当するとのご回答を頂いております。こちらも該当するような記述に変更して頂けないでしょうか。	落札者決定後、契約協議の段階で変更します。
3	事業契約書(案)	第4章 改修工事 第2節条件変更等 第27条(躯体の現況等)	12		3							甲が負担される場合、支払いはどのように行われるのでしょうか。ご教示下さい。	変更が必要となった時点で事業者と大学で協議のうえ決定いたします。
4	事業契約書(案)	第4章 改修工事 第2節条件変更等 第28条(甲への変更要望への対応)	13									甲が負担される場合、支払いはどのように行われるのでしょうか。ご教示下さい。	変更が必要となった時点で事業者と大学で協議のうえ決定いたします。
5	事業契約書(案)	第4章 改修工事 第4節 工期の変更 第40条(工事の中止)	16									工期の変更や工事中止があった場合は、維持管理業務はどのようになるのでしょうか。ご教示下さい。	スケジュール変更があった場合は、維持管理業務についてもそれに従うものとします。
6	事業契約書(案)	第4章 改修工事 第4節 工期の変更 第41条(工期変更の場合の費用負担)	16									乙側の負担については、すべてという表現になっていますが、甲側の負担については合理的な範囲で、という表現になっていません。この合理的な範囲でというのは、どのような範囲でしょうか。具体的にご教示下さい。	建設工事における慣行、その他社会通念等、一般的に想定される範囲です。
7	事業契約書(案)	第4章 改修工事 第4節 工期の変更 第41条(工期変更の場合の費用負担)	16									合理的な範囲で甲が負担となっておりますが、甲が負担する場合、支払いはどのように行われるのでしょうか。ご教示下さい。	変更が必要となった時点で事業者と大学で協議のうえ決定いたします。
8	事業契約書(案)	第8章 雑則 第69条(公租公課の負担)	24									本契約締結時点で予測不可能である公租公課の負担が発生した場合、その負担について協議することができるとありますが、それは例えば消費税やPFI事業者の利益に関する税(法人税等)の税率が変更された場合の費用負担を指しているのでしょうか。具体的にご教示下さい。	現時点では予測不可能ですが、新たな事業税が新設された場合や税制制度自体が抜本的に改正された場合が想定されます。
9	事業契約書(案)	別紙9 不可抗力による追加費用等の負担割合	42		1, 2							自然災害は予測不能なので乙の100分の1と言わず、全て公共が負担して頂けないでしょうか。	できません。
10	事業契約書(案)	別紙12 サービス購入費の減額等の基準と方法2維持管理業務に水準未達があった場合の措置(3)サービス購入料の減額方法③減額率の算出	50		2	(3)			③			サービス購入費の内訳は、施設整備費と維持管理費ですが、維持管理業務に対するモニタリングの結果、減額する事になった場合は減額された維持管理費のサービス購入費により支払を受けることになってますが、減額率及び減額後のサービス購入料の算出については、サービス購入料となっておりますが、これは維持管理費部分のみの減額との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
11	事業契約書(案)	別紙13 法令変更による追加費用等分担規定	52									法人税その他の税制変更とは具体的にどのようなもののでしょうか。また、税制変更を事業者の負担とするのは事業者が過大なリスクを負担することになりますので、両方で協議または折半と変更していただけないでしょうか。	事業所税等が想定されます。また、費用分担については事業契約書(案)のとおりとします。